

宝くじの助成金で コミュニティ活動を推進

令和4年度の一般財団法人自治総合センター「一般コミュニティ助成事業」が、上相野自治会および福富自治会で実施されました。

この事業は、宝くじの助成金で自治会や町内会等が実施するコミュニティ活動に直接必要な備品等を整備するものです。地域のコミュニティ活動が今まで以上に充実・強化されることが期待されます。



整備した除雪機（上相野自治会）と
液晶テレビ（福富自治会）



【問い合わせ先】
地域創生課
電話42-2111
(内線361)

2023 つがる市 雪フェスタ in地球村

場所：つがる地球村国際交流広場

1/22(日)

AM10:00~PM15:00まで



キッチンカー・ふるまいなべ（12時～）・
棒パン作り・氷のすべり台・氷のかまくら（イ
グルー）など内容盛りだくさん！

【問い合わせ先】つがる地球村 電話26-2855

火の取り扱いには十分ご注意ください！

市消防本部では、平成28年12月の糸魚川市大規模火災、令和4年4月および8月の北九州市旦過市場大規模火災、令和4年11月のさいたま市JR大宮駅前繁華街での火災を受け、木造建築物が密集する木造商店街に、防火対策として火災予防啓発リーフレットを配布しました。

火災が発生しやすい時期です。皆さん、火の取り扱いには十分ご注意ください。

【問い合わせ先】市消防本部予防課 電話42-7744



給与支払報告書を提出する際の注意点

給与支払報告書の総括表と個人別明細表にはマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載が必要です。

個人事業主の方が給与支払報告書を提出する場合、本人確認（番号確認および身元確認）を行う必要がありますので、マイナンバーカードをお持ちください（法人は確認対象外）。マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーの番号がわかるものと本人確認ができるもの（運転免許証等）をお持ちください。郵送の場合は確認書類のコピーを同封してください。

代理人の方が提出する場合は①個人事業主の方からの委任状（任意の様式でも結構です）②代理人の方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）③個人事業主の方のマイナンバーの番号が確認できるものがが必要です。

【問い合わせ先】税務課 電話42-2111（内線216）

国民健康保険
後期高齢者医療

確定申告で医療費控除を行う方へ

被保険者の皆さまに医療費に対する認識と理解を深めていただくことを目的に1年分の医療費を記載した「医療費通知書」を送付しています。

対象期間は令和4年1月～12月受診分ですが、医療機関からの診療情報は、審査支払機関の審査を経てから情報提供されることから、「医療費通知書」がお手元に届くのは2月末～3月上旬になります。

国民健康保険と後期高齢者医療保険の医療費通知は、発行元が別のため、お届け時期が異なることがありますのでご了承ください。

「医療費通知書」は、確定申告の際に医療費控除明細書に添付できますが、前述の理由により確定申告の開始時期までにお届けできないため、お急ぎの方は領収書でご対応くださるようお願いいたします。

【問い合わせ先】国民健康保険：市役所国保年金課 電話42-2111（内線271）

後期高齢者医療：県後期高齢者医療広域連合 電話017-721-3821

マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限は2月末まで延長されました

マイナポイント第2弾の対象となるカードの申請期限は、令和4年12月末から令和5年2月末に延長されました。申請期限の延長は今回が最後です。最新の情報は、随時、市ホームページでお知らせしますので、ご確認ください。

【問い合わせ先】市民課 電話42-2111(内線262、265、266)

期限が近づいています！ご確認ください

❗ つがる市地域経済・生活応援商品券の使用期限は1月31日(火)まで

令和4年7月1日時点で、つがる市住民基本台帳に住民登録されている方を対象に、一人に3千円分の商品券を給付しています。つがる市の地域経済活性化のためにも、期限までにご使用ください。

また、長期不在等で商品券を受け取られていない方は、1月31日(火)まで市役所で保管していますので、お早めにお問い合わせください。

【問い合わせ先】商工労政課 電話42-2111(内線418、419)

詳細は市ホームページ(QRコード)をご確認ください。



❗ 子育て世帯生活支援特別給付金の申請は2月28日(火)まで

新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面するひとり親世帯および低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金(児童1人当たり5万円)を支給しています。①～④に該当する方は申請が必要です。期限までに子育て健康課へ持参または郵送で申請書類を提出してください。

詳細は市ホームページ(QRコード)をご確認ください。

ひとり親世帯



ひとり親世帯以外



ひとり親世帯	①公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
	②新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方
ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯	③高校生のみを養育している方で、令和4年度の住民税均等割が非課税の方 ④新型コロナウイルスの影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変した方で、令和4年度の住民税均等割が非課税の方と同様の事情にあると認められる方

【問い合わせ先】子育て健康課 電話42-2111(内線304、309)

要介護認定者の障害者控除について(税申告用)

障害者手帳等を所持していない満65歳以上の方で、要介護認定を受けていて次の要件に該当する場合は、所得税や市・県民税の申告の際に障害者控除対象者認定書を添付することで障害者控除が受けられます。

申請者は被保険者本人、または被保険者本人を扶養控除対象としている親族です。障害者控除対象者認定書の交付申請は市役所介護課で受け付けし、郵送による交付となりますので、申告を行う前に申請してください。

障害者控除の対象となる要件	区分	控除額(所得税)	控除額(市・県民税)
●要介護1～3の高齢者 ●要支援1～2の認知症高齢者で、日常生活自立度Ⅱa～Ⅲbの方	障害者控除	27万円	26万円
●要介護4～5の高齢者 ●要支援1～2または要介護1～3の認知症高齢者で、日常生活自立度Ⅳ～Ⅴの方	特別障害者控除	40万円	30万円

注 意 点 対象となるのは、令和4年12月31日(死亡者は死亡日の翌日)を基準として、それ以前に6カ月以上の介護認定期間があった方です。令和4年7月1日以降に初めて認定された方は、翌年からの適用となります。障害者手帳を所持している方でも、この認定によって障害者控除から特別障害者控除となる場合は申請が可能です。

申 請 介護保険被保険者証(オレンジ色)にて介護度をご確認の上、介護課へお越しください。

申請結果 申請の結果は、審査した上で郵送により認定書または非該当通知を送付します。被保険者一人につき一通のみの交付となります。

【問い合わせ先】介護課 電話42-2111(内線234)